

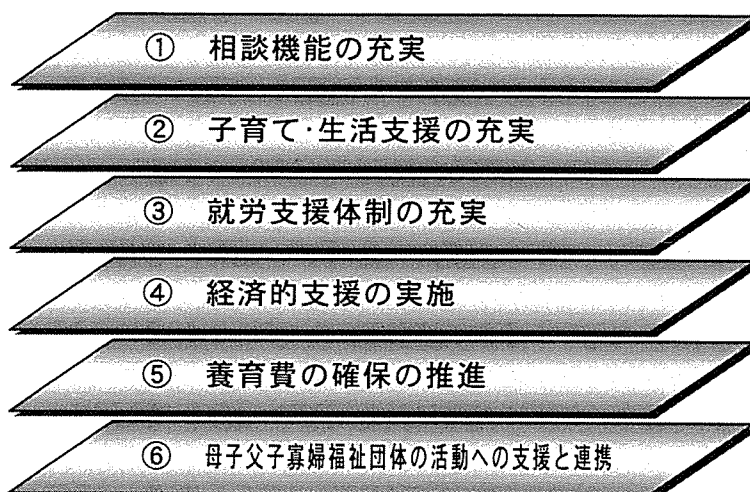
4 計画推進のために取り組む施策

ひとり親家庭等の誰もが安心して生活でき、子どもの健やかな成長を支援するには、それぞれの世帯に応じたきめ細かい支援の展開が必要であり、行政や関係機関等の支援はもちろん、職場や地域住民等地域のさらなる協力が必要となります。

このような視点で、本市での取り組みを実施します。

(1) 施策の体系

子ども・子育て支援事業計画の施策の体系では基本目標3「特別な配慮を要する子どもや家庭への支援」の基本施策3「ひとり親家庭への支援」に位置づけられており、この計画においては、子ども・子育て支援事業計画の施策の体系に基づき、下記の具体的施策を進めていきます。



(2) 具体的施策の内容

① 相談機能の充実

ひとり親家庭等の抱えている子育て・生活・就労等の問題についての身近な相談窓口として、母子・父子自立支援員等による相談体制や情報提供体制を充実していきます。また、より専門性の高い相談には、適切な相談窓口への案内役となり、個々のニーズに応じた対応に努めます。さらに、母子生活支援施設や母子寡婦福祉団体等地域の関係機関と連携し、相談支援のネットワーク化を図ります。

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
1	母子・父子自立支援員等による相談	母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭等の抱える様々な悩みや不安を取り除くよう相談を受けている。また、各種制度の説明や情報提供等を行い、ひとり親家庭等の自立を支援する。	○	○	○	子ども家庭課
2	相談窓口及び各種制度の広報	相談窓口や各種制度の紹介は、市報やホームページ、パンフレット等を通じた情報提供を充実し、ひとり親家庭等の方が、必要としている情報を入手するうえでの利便性の向上を図る。	○	○	○	”

3	関係機関・施設等との連携	ひとり親家庭等の自立に向けて、母子生活支援施設や母子寡婦福祉団体等地域の関係機関と連携し、それぞれの家庭に応じたきめ細かい支援を行う。	○	○	○	子ども家庭課
---	--------------	---	---	---	---	--------

② 子育て・生活支援の充実

ひとり親等が、安心して子育てと仕事ができるよう、子育ての相談や情報提供、多様な保育ニーズに対応する各種子育て支援事業の充実を図ります。

さらに、ひとり親家庭等の生活の自立に向けた生活の場の確保、地域における相互扶助による子育てや生活面での支援を推進します。

(※子育てに関する支援については、第3章を参照)

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
4	母子生活支援施設への入所	保護及び自立促進に向けた生活を支援する必要がある、配偶者のいない女子とその児童について、母子生活支援施設の入所を措置し支援を行う。	○	-	-	子ども家庭課
5	公営住宅の優先入居	収入が少なく生活が困窮している母子家庭・父子家庭の、公営住宅の優先的な入居を配慮する。	○	○	-	景観まちづくり課
6	鳥取県あんしん賃貸支援事業	賃貸住宅を経営する家主・不動産店と鳥取県・市町村・福祉関係者等が連携して、子育て世帯等の「住宅の確保に配慮を要する方」の住まいの確保と安定を支援する。	○	○	-	子ども家庭課
7	母子家庭等日常生活支援事業	技能習得のための通学・就職活動・疾病・出産・冠婚葬祭などにより、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭に支援員を派遣する。(鳥取県が鳥取県母子寡婦福祉連合会に委託し実施)	○	○	○	"
8	学習支援事業	子どもが将来的に自立できる選択肢を広げるため、学習機会を確保し、学力と意欲の向上を支援する。	○	○	-	"

③ 就労支援体制の充実

ひとり親家庭等が、十分な収入を得られ安定した生活を営むことができるよう、就労相談と職業能力育成のための支援を図ります。

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
9	求人情報の提供	母子・父子自立支援員が、ハローワーク等の求人情報を提供する。	○	○	○	子ども家庭課
10	自立支援教育訓練給付費の支給	指定された教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の20%相当額を支給する。(限度額あり)	○	○	-	"
11	高等技能訓練促進費の支給	看護師・介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格の取得を支援するために、養成機関で2年以上修業する場合において高等技能訓練促進費を支給する。	○	○	-	"

12	パソコン講座等（就業支援講習会）	就労に有利な知識・技能を習得するための講習会を開催する。（鳥取県が鳥取県母子寡婦福祉連合会に委託し実施）	○	-	○	”
----	------------------	--	---	---	---	---

④ 経済的支援の実施

ひとり親家庭等の経済的な自立には、就労し十分な収入を得ることが必要ですが、ひとり親家庭等の就労収入はきわめて低く、子どもの就学等も含め、児童扶養手当制度、特別医療制度等各種支援制度に関する情報提供を行うとともに、各種利用料の減免等経済的な支援を引き続き実施します。

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
13	各種利用料の減免等	家庭の経済的な状況に応じて、保育料の減免・放課後児童クラブ利用料及び小学校・中学校における就学援助等の充実を図る。	○	○	-	学校教育課 子ども家庭課
14	各種貸付制度の情報提供及び利用への援助	母子父子寡婦福祉資金の貸付の相談を受け、必要な支援や情報提供を行う。また、その他各種貸付制度についても情報提供を行う。	○	○	○	子ども家庭課
15	児童扶養手当の支給	18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭に対し、手当てを支給する。（所得制限等あり）また、平成26年12月からは、公的年金との併給制限が緩和された。	○	○	-	”
16	小中学校入学支度金の支給	ひとり親等が養育している児童（所得税非課税世帯）が、小学校・中学校に入学する場合に、その養育者に対して支度金を支給する。	○	○	-	子ども家庭課
17	災害遺児手当の支給	災害・事故等により、養育者が死亡あるいは障がいの状態にある義務教育修了前の遺児に手当てを支給する。	○	○	-	”
18	特別医療費の助成	経済的な負担を軽減するため、18歳までの児童を養育している母または父とその児童（所得税非課税世帯）を対象に、医療費を助成する。	○	○	-	医療保険課

⑤ 養育費の確保の推進

ひとり親等の子どもが養育費を受け取れるよう、養育費についての取り決めの促進、養育費の支払いについての社会的意識の醸成、相談や情報提供等養育費確保のための支援を行います。

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
19	相談・情報提供の実施	養育費の確保についての相談・助言等を行うとともに、法テラス・倉吉市社会福祉協議会・鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」等の法律相談を紹介する。	○	○	-	子ども家庭課

⑥ 母子父子寡婦福祉団体の活動への支援と連携

ひとり親家庭等の自立には、身近な地域での支援が必要なことから、地域の母子父子寡婦福祉団体等の活動を支援するとともに、さらなる連携の強化を図ります。

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
20	母子父子寡婦福祉団体の事業及び活動への支援	母子・父子自立支援員による母子父子寡婦福祉団体の紹介、母子父子寡婦福祉団体に対し、運営費補助金を交付する。	○	○	○	子ども家庭課
21	鳥取県ひとり親家庭福祉推進員設置事業	各地区の推進員が、同じひとり親等の立場で相談に当たり、必要に応じて母子・父子自立支援員等の関係機関との橋渡しを行う。 (鳥取県の補助事業として、鳥取県母子寡婦福祉連合会が実施)	○	○	○	”